

浜松市こども計画

～ 全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松 ～

計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

本市では、こども基本法の理念に基づき、全てのこどもや若者の意見を尊重し、権利(※)を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、こども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。

※子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に定める、いわゆる4つの原則を指します。

2

計画の位置づけ

以下の計画を一体的に策定します。

- 子ども・子育て支援事業計画
- ひとり親家庭等自立促進計画
- 子ども・若者計画
- 次世代育成支援行動計画
- こどもの貧困解消計画

3

計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

4

計画の対象

こども・若者、子育て当事者、こども・若者を取りまく社会の全ての構成員（家庭、地域、学校、職場等）を対象とします。

5

こどもの権利

こども基本法は、子どもの権利条約の4原則「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されています。

本計画においても、子どもの権利条約及びこども基本法の考え方にに基づき施策を推進します。

子どもの権利条約 4つの原則

差別の禁止 (差別のないこと)

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こどもの最善の利益 (こどもにとって最もよいこと)

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重 (こどもが意味のある参加ができること)

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

出典：（公財）日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」ウェブサイト



計画策定の背景

少子化を巡る状況

- 出生数、合計特殊出生率は過去最低を更新しており、少子化に歯止めがかからない状況です。
- 婚姻状況にない人のおよそ8割が婚姻願望を持っていますが、婚姻数は年々減少しています。
- こどもが減ることで、地域でのこども同士や子育て中の保護者の交流の機会が減少するなど、子育てやこどもの育成環境が変容しています。
- 若者にとって、家庭を築くことやこどもを育てる未来をイメージしにくい環境となっており、結婚、出産、子育てに否定的な若者も一定数います。
- 結婚、出産、子育てを希望する若者が安心して家庭を築くことができる環境づくりを社会全体で進めていく必要があります。

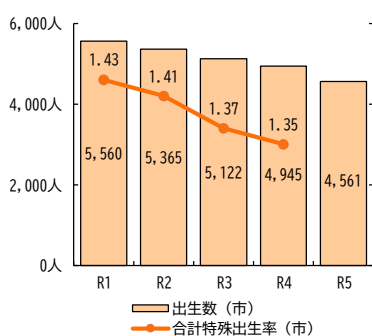
こどもと家族を取り巻く環境

- 核家族化が進み、身近に子育てを支えてくれる親族等がない世帯が増えており、保護者を孤立させない相談支援体制が求められています。
- 共働きで子育てをする家庭が増えており、仕事と子育ての両立支援が求められています。
- 教育・保育にかかる施設や質の確保など、こどもを安心して預けられる環境整備が求められています。
- 児童虐待やこどもの貧困などの社会的な課題の解消に向け、こどもと家庭への支援を充実させる必要があります。

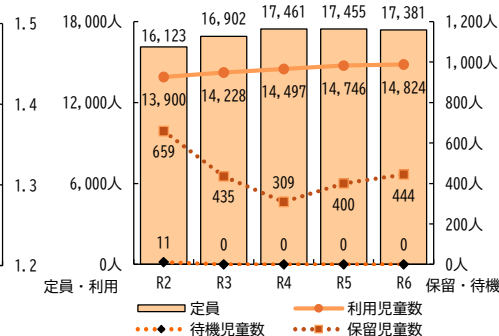
こども・若者が直面する問題

- こどもが家族のケアを担うヤングケアラーの関係者の気づきや相談体制の充実が求められています。
- 支援を必要とするこども（いじめや不登校、自殺等）の増加に対する関係機関との連携等による対策の強化が必要です。
- 障がいのあるこどもや外国にルーツのあるこどもに対する専門的な支援体制の充実が必要です。
- 保護等により社会的養護の下で育つこどもへの自立に向けた支援の充実が必要です。
- こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりが求められています。
- インターネットを安全に利用するモラルの習得が求められています。

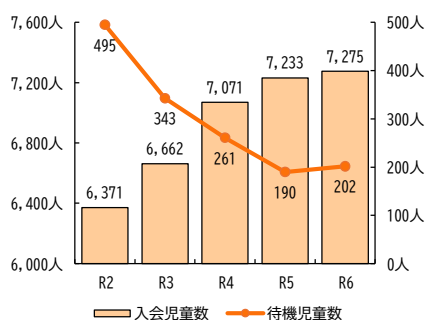
<浜松市の出生数・合計特殊出生率>



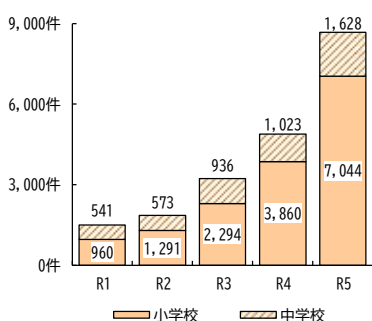
<保育所等の定員、利用児童数、利用待機児童数>



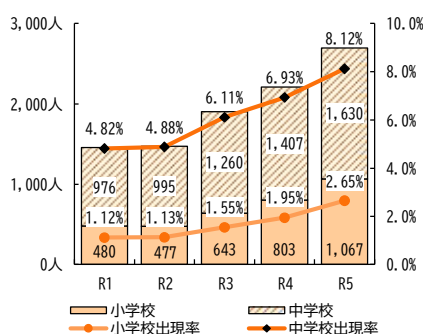
<放課後児童会の利用児童・待機児童数>



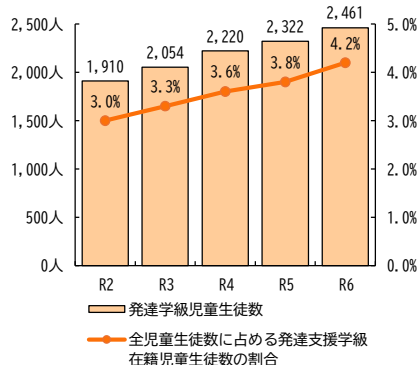
<市立小中学校のいじめ認知件数>



<市立小中学校の不登校児童生徒数>



<市立小中学校の発達支援学級在籍児童生徒数>



推進施策の概要

1

基本理念

全ての子ども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松

全ての子ども・若者が、夢や希望を持ち続け、健やかで幸せに成長できる社会を目指すため、子どもの権利を尊重し、子ども・若者及び子育て中の方々を応援する取組を進め、誰一人取り残さない「子どもまんなか社会」を実現します。

2

基本的な視点

- **子どもの権利** 全ての子ども・若者の権利を保障することで最善の利益を図ります。
- **子ども・若者等の意見聴取** 子ども・若者等の意見を聴き、施策へ反映します。
- **切れ目のない支援** 子ども・若者及び子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援します。
- **ウェルビーイング** 良好な子育て・育成環境を確保し、全ての子ども・若者が自分らしく幸せな状態で成長できる社会を実現します。
- **少子化対策** 若い世代が、結婚・出産・子育ての希望を叶えられる社会を実現します。

3

施策体系

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、浜松市総合計画基本計画（令和7（2025）～16（2034）年度）の基本政策の一つである「全ての子ども・若者が健やかで幸せに成長できるまちづくり」に合わせて設定しました。

(2) 3つの基本施策

基本理念の実現に向け、子ども・若者の視点に立ってわかりやすく示すため、子ども大綱を勘案し、「ライフステージを通した施策」「ライフステージ別の施策」「子育て当事者への支援に関する施策」の3点を基本施策として定めます。

(3) 14の施策の柱

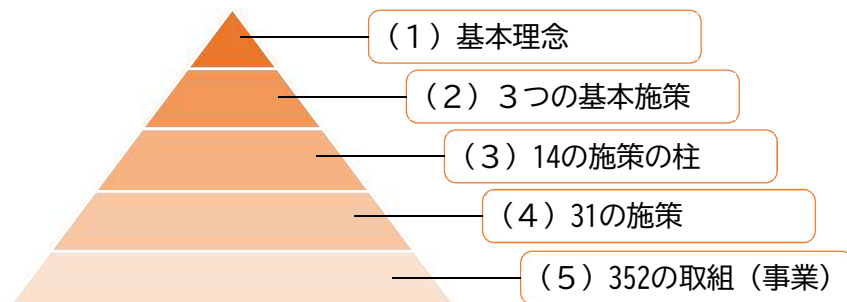
個別の課題や支援ニーズへ対応し、全ての子ども・若者や子育て当事者の幸せに資する施策であることを示すため、3つの基本施策を14の施策の柱へ落とし込み、取組の視点を整理します。

(4) 31の施策

14の施策の柱を推進するため、31の施策へさらに細分化し、現状と課題を分析したうえで、取組の方向性を明確にします。

(5) 352の取組（事業）

31の施策ごとに定めた方向性に基づき、浜松市全体で352の取組（事業）を実施することで、計画を推進していきます。



【浜松市こども計画（令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）施策体系

基本理念	基本施策	施策の柱	施策
全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松	Ⅰ ライフステージを通じた施策	1 こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進	施策1-① 人権教育・人権啓発活動の取組
		2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現	施策2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実
			施策2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成
			施策2-③ こどもまんなかまちづくりの推進
			施策2-④ 外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進
			施策2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進
		3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援	施策3-① 性や健康に関する正しい知識の普及と健康の保持増進の推進 施策3-② 小児医療の充実
	Ⅱ ライフステージ別の施策	4 こどもの貧困対策の推進	施策4-① 学習・就学・修学支援等と経済的負担の軽減 施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進
		5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援	施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実 施策5-② 関係機関や地域との連携強化
		6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応	施策6-① 児童虐待防止対策等の強化 施策6-② 社会的養護体制の充実 施策6-③ ヤングケアラー対策の推進
		7 こども・若者の安全の確保	施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成 施策7-② こども・若者の自殺対策の推進
		8 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）	施策8-① 妊娠、出産、幼児期における保健・医療の確保 施策8-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実
		9 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）	施策9-① 安全・安心で魅力ある教育環境づくりの推進 施策9-② こどもの居場所づくりの推進 施策9-③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識の情報提供や教育の推進 施策9-④ いじめ防止対策の強化と関係機関との連携促進 施策9-⑤ 不登校に対する支援体制の整備
		10 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）	施策10-① 若者にとって魅力ある地域づくりの推進 施策10-② 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援 施策10-③ 若者とその家族等への相談支援
	Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策	11 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	施策11-① こどもの育ちを支える経済支援
		12 地域子育て支援、家庭教育支援	施策12-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭教育力向上支援の推進
		13 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	施策13-① 子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境整備
		14 ひとり親家庭への支援	施策14-① ひとり親家庭への自立支援の推進



主な取組

こどもの権利に関する条例整備／こどもの権利に関する情報発信・周知・啓発／人権教育の推進／人権フェスティバル

浜松こども館／児童館／浜松市立青少年の家／ふれあい交流センター／FSC森林認証の取得及び活用／学校図書館教育の充実／ブックスタート

乳幼児等健康教育／「伝えようふるさとの味」食育体験プログラム／私立保育所等事業費補助金（食育推進）／食育の推進（市立保育所等）／食に関する指導・地産地消の推進

都市公園等の整備／児童遊園等の整備／公共建築物のユニバーサルデザインの推進／河川愛護支援／まちなか定住促進・子育て応援環境づくりの推進／学校施設のバリアフリー化／通学路の安全対策

多文化共生センター／次世代のための日本語学習支援教室／外国につながる次世代の学習支援／外国人のこどもの不就学ゼロ作戦／外国人子供教育支援／在住外国人向けHP「カナル・ハママツ」

探求的な学習の推進／環境学習プログラムの普及／理科・ものづくり教育支援／男女共同参画情報誌「ハーモニー」

妊娠期健康講座／思春期教室／妊娠SOS相談／健康経営セミナー／こども家庭センター

乳幼児医療費助成／小・中学生、高校生世代医療費助成／学校健康診断情報の電子化／小児慢性特定疾病医療費助成／未熟児養育医療費助成

学習支援／こども習い事応援／浜松市奨学金制度

生活に困窮している家庭に対する相談・支援／養育費取決・確保支援／子育て世帯に対するフードパントリー／生活支援居場所の提供／スクールソーシャルワーカーの配置／自立支援プログラム策定

障害児通所支援／発達障害者支援人材育成／医療的ケア児等支援／市立幼稚園における発達支援の部屋／浜松市発達相談支援センター「ルピロ」／たんぼ広場／私立保育所等事業費補助金（要支援児童保育）

障がい者相談支援／こころの健康相談／就学教育相談・就学支援／巡回指導・巡回相談／発達障害者支援体制整備

こどもを守る地域ネットワーク／養育支援訪問／子育て短期支援／児童育成支援拠点／親子関係形成支援／養育支援ヘルパー／こどもの相談援助・虐待防止・権利擁護

社会的養護自立支援拠点／児童福祉施設整備助成／未成年後見人に対する助成／こどもの権利擁護環境整備

ヤングケアラーへの支援／教育相談支援／スクールソーシャルワーカーの配置

補導・環境浄化活動／情報モラル講座、健全育成知得講座／通学路の交通安全対策／登下校防犯対策の推進／こども110番の家／青少年健全育成会

浜松市の相談機関一覧表、いのちをつなぐ手紙の発行／若者支援地域協議会／子どものためのストレスマネジメント教室／わかものライン相談@浜松市

不妊専門相談センター／こんにちは赤ちゃん訪問／産後ケア事業／乳幼児健康診査／はますくヘルパー

幼児教育・保育の提供／こども誰でも通園制度／病児・病後児保育／子育て支援員研修／「幼児期に育てたい力」の実践／「つながる」カリキュラムの活用／子育て支援ひろば

学校運営協議会の運営支援／1人1台タブレット型端末の整備／ジュニア選手育成強化事業、次世代スポーツ競技者育成事業費補助金／教職員研修
こどもの居場所づくりへの補助金交付／こどもの貧困対策コーディネーターの配置／放課後児童会の開設・運営／放課後子供教室／類似放課後児童クラブへの補助金交付

こどもの発達段階に応じた保健指導／若年層への選挙啓発の実施（出前講座）／学校における主権者教育の推進／赤ちゃんとのふれあい体験

生徒指導／心の健康観察／いじめ問題対策連絡協議会／いじめ問題再調査委員会

校内まなびの教室／校外まなびの教室／教育相談支援／浜松市地域若者サポートステーションはままつ

移住・就業支援金／重度訪問介護利用者大学修学支援／学生のためのアントレプレナーシップ醸成コミュニティ「Doer Tribe Hamamatsu」／大学等高等教育機関との連携

結婚支援・婚活イベント／結婚新生活支援事業補助金／未来の自分を考える講座

浜松市こども若者総合相談センターわかばプラス／児童・生徒のこころのケア研修／ひきこもり地域支援センターによる相談支援／こども・若者支援機関ガイドはままつホットナビ

幼児教育・保育の無償化／保育料多子負担軽減／就学援助制度／児童手当

子育て情報センター／子育て情報サイトぴっぴ／地域子育て相談機関／家庭教育講座／ファミリー・サポート・センター／天竜区保育ママ／地域住民のボランティア活動（地区社会福祉協議会）への支援

男性の家事育児参画促進講座／浜松市女性就労支援／家族経営協定の締結／保育所等での一時預かり（一般型、余裕活用型 など）

ひとり親家庭の市営住宅への優先入居／自立支援教育訓練給付金／ひとり親家庭のための生計相談／児童扶養手当



4 数値目標の設定と進捗管理

(1) 全体目標 計画全体にかかる評価指標と目標値を設定します。

評価指標	現状値	目標値 (R11)
浜松市が子育てがしやすいまちだと思ふ人の割合	—	増加

(2) 個別目標 施策の柱ごとに評価指標と目標値を設定します。

No.	施策の柱	評価指標	現状値	目標値 (R11)
1	こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進	「こどもは権利の主体である」と思ふ人の割合	—	増加
2	心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現	こどもや若者の遊び場や体験活動の機会や場が十分にあると思ふ人の割合	—	増加
3	健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	86.3%	90.0%
4	こどもの貧困対策の推進	家庭の経済状況にかかわらず、こども・若者が健やかに成長できる社会となっていると思ふ人の割合	—	増加
5	障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援	障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容が推進されていると思ふ人の割合	—	増加
6	保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応	保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応ができていると思ふ人の割合	—	増加
7	こども・若者の安全の確保	自分たちの安全を守ってくれている人や場所があることを知っていると思ふ回答した児童生徒の割合	—	増加
8	こどもの誕生前から幼児期までの支援 (こどもの誕生前から幼児期まで)	この地域で子育てをしたいと思ふ親の割合	96.0%	増加
9	こどもが自分らしく生きる力を育むための支援(学童期・思春期)	自分には、よいところがあると思ふ児童生徒の割合	小 86.6% 中 86.4%	小 90.0% 中 90.0%
10	若者の自立と社会参画に向けた支援(青年期)	これからも浜松に住みたいと思ふ若者の割合	79.1%	85.0%
11	子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	現在、金銭面で生活が苦しいと感じている人の割合	46.8%	40.0%
12	地域子育て支援、家庭教育支援	妊娠・出産・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると思ふ人の割合	—	増加
13	共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	こどもの世話や看病について頼れる人がいると思ふ子育て当事者の割合	—	増加
14	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭で孤立していると感じる人の割合	—	減少

※現状値が不明で、目標値を増加・減少としているものは、R7調査結果を基に目標値を設定します。



計画の推進

1

計画の推進体制

(1) こども・若者の社会参画・意見反映のための体制整備

こども・若者の社会参画や意見聴取を行い、こども・若者の状況やニーズをよりの確に把握し、施策に反映させることで、より実効性のあるものにしていきます。また、年齢・発達に応じて、様々な形で自らの意見を表明することができる機会を確保します。

(2) こども・若者、子育て支援にかかわる人材確保・育成の推進

支援のさらなる充実を目指し、子育て支援員研修の実施やOJTの強化を通じて、子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保・育成に取り組んでいきます。

また、こども家庭センターを中心とした専門機関や関係機関とのつながりを深めるとともに、自治会や民生委員等における日常的な見守りや助け合いの地域支援の輪を広げ、地域ネットワークの構築に取り組みます。

(3) 子育てDXの推進

浜松市DX推進計画に基づき、関係各課と連携し、母子保健、保育、教育、情報連携システムの活用など、子育てDXを推進していきます。

さらに、市民サービスの向上や業務の効率化を図ることで、子育て家庭や保育・教育・子育て支援現場の負担を軽減します。これにより、こどもと向き合う時間を増やし、こどもへのより良い支援や成長の機会を提供できるよう取り組んでいきます。

2

施策の推進体制

こども・若者等の意見を聴き、PDCAサイクルの中で施策・事業の実効性を高めていきます。

こども・若者・子育て当事者・
子育て支援者等からの意見聴取

点検・評価（毎年）
庁内会議及び浜松市社会福祉
審議会児童福祉専門分科会

施策・事業の見直し等に反映

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

子ども・子育て支援法第61条に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、ニーズ調査の結果や人口推計、本市における利用状況等を踏まえ、今後5年間の「量の見込み」（必要数等）及び「確保の内容」（定員数等）を定め、提供体制の整備に取り組めます。

対象事業

教育・
保育

- 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
- 特定地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

地域
子ども・
子育て
支援事業

- 利用者支援事業
- 放課後児童健全育成事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 児童育成支援拠点事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業
- 時間外保育事業（延長保育事業等）
- 子育て短期支援事業
- 養育支援訪問事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業（一般型・余裕活用型、幼稚園型）
- 妊婦健康診査事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 親子関係形成支援事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）





浜松市

浜松市こども計画（概要版）

令和7（2025）年3月

発行：浜松市

編集：浜松市こども家庭部こども若者政策課

〒430-0933

浜松市中央区鍛冶町 100 番地の1

ザザシティ浜松 中央館 5 階

TEL：053-457-2795

E-mail：katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市こども計画

検索

